

令和6年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和6年12月25日（水）

令和6年第12回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和6年12月25日（水）午後2時00分

茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室1

○ 議事日程

- 第1 議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第2 議案第69号 農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について
- 第3 議案第70号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第4 報告第33号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について
- 第5 報告第34号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
<del>3 番</del>	<del>柿澤</del>	<del>博</del>	<del>君</del>	<del>10 番</del>	<del>野中</del>	<del>清</del>	<del>君</del>
<del>4 番</del>	<del>大竹</del>	<del>孝一</del>	<del>君</del>	11 番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12 番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13 番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14 番	小澤	昇	君
区域 2	生川	仁	君	区域 3	三橋	清高	君
区域 5	平牧	直樹	君				

欠席委員	3 番	柿澤	博	君	4 番	大竹	孝一	君
	10 番	野中	清	君				

事務局職員出席者

事務局長	岡崎	貴裕	君	局長補佐	松澤	一樹	君
------	----	----	---	------	----	----	---

午後 2 時 01 分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 6 年第 12 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、3 番柿澤博委員、4 番大竹孝一委員、10 番野中清委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち 11 名の委員が、出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。8 番原田勝幸委員、11 番杉本剛昭委員、以上のご両名によりよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第 68 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

8 番原田委員より報告をお願いいたします。

○8 番（原田勝幸君） 議案第 68 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 12 月 11 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

申請地は、1 筆、畑、589 m<sup>2</sup>でございます。

申請目的は、道路敷地及び資材車両置場です。

農地区分は第 3 種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

土地利用につきましては、道路敷地部分は、アスファルト舗装とし、雨水処理につきましては、側溝より公共雨水管へ放流する計画となっております。

資材置場及び車両置場部分は、敷地内全面砕石敷きとし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。隣接地への被害防除につきましては、外周に下部が万能鋼板、上部がネットの外堀を設置する計画となっております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 本件の申請目的については、道路敷地及び資材車両置場となっております。道路敷地が必要な理由としましては、この土地に隣接している宅地を4つに区分したいとの計画があり、開発許可を得るためには開発道路の設置が必要となることから今回の申請に至りました。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） 道路敷地によって開発が出来るというのは、その先に宅地があるということなのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） はい、そうです。宅地がありまして、そこに建っている建物を滅失して、その宅地を4区画に分ける計画となっております。

○13番（村越重芳君） その宅地に沿って、この土地があるということなのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） この土地は宅地の手前にあります。その宅地を4区画にしたのですが、この土地によって、その宅地が道路から奥まって離れているため、既存の道路とその宅地をつなげる道路が必要になります。そのために開発道路が必要となるということになっています。

○13番（村越重芳君） 市街化調整区域ですから、その方の家に入る私道みたいなものは無かったということなのか。

○局長補佐（松澤一樹君） そうです。

○13番（村越重芳君） その方はどこから家に入ったのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 公道に接しています。

○12番（朝倉直芳君） 旗竿地とは違うのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 結果としては、旗竿地に近いと思います。元々の所有地は、公道に数十メートル接していて、その奥に宅地があるのですが、その宅地を区割りするとすると旗竿地がいくつにもなってしまいますので、そうではなく、真ん中に開発道路を作って、その先に宅地を4区画造るという計画になっています。

○13番（村越重芳君） 今回の方は、この道を利用するということなのか。何のための道を作るのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 譲渡人は、この所有地を引き払うという計画になっておりまして、譲受人に、すべて、権利移転をすることになっています。

○13番（村越重芳君） 譲受人は、宅地とは別にこの土地を手に入れるということなのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 宅地は、別に所有権移転をします。区画する宅地を造るには

道路が必要だったということになります。

○13番（村越重芳君） 譲受人は、宅地も手に入れたということですか。

○局長補佐（松澤一樹君） そうです。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第68号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり、許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第69号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について、1番案件から4番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件については、区域5平牧委員より、2番案件については、区域3三橋委員より、3番案件及び4番案件については、区域2生川委員より報告をお願いいたします。

はじめに、区域5平牧委員より報告をお願いいたします。

○区域5（平牧直樹君） 議案第69号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定についてのうち、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を借り、第3者へ貸し付けるにあたり、神奈川県知事の同意を得た上で、茅ヶ崎市が農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の利用権を設定する農地は、2筆、いずれも畑、合計264㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年2月1日から令和8年1月31日までとなり、1年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に、区域3三橋委員より報告をお願いいたします。

○区域3（三橋清高君） 続いて、2番案件をご報告いたします。

～2番案件について内容を説明～

2番案件の利用権を設定する農地は、2筆、いずれも畑、合計1,543㎡でございます。  
権利の存続期間は、令和7年1月1日から令和9年12月31日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、区域2生川委員より報告をお願いします。

○区域2（生川仁君） 続いて、3番案件及び4番案件をご報告いたします。

～3番案件について内容を説明～

3番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、652㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年1月1日から令和9年12月31日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。権利の種類は、賃借権でございます。

～4番案件について内容を説明～

続いて、4番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、951㎡でございます。

権利の存続期間は、3番案件と同様で、権利の種類は、使用賃借権です。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第69号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について、1番案件から4番案件までを報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程3、議案第70号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から4番案件までを上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

1 番案件から 4 番案件を、8 番原田委員より報告をお願いいたしますが、4 番案件が本委員会の委員の審議案件となりますので、本来であれば「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、議事に参与することができませんが、本日、当該委員が欠席となっておりますので、一括して上程いたします。

1 番案件から 4 番案件について、8 番原田委員より報告をお願いいたします。

○ 8 番（原田勝幸君） 議案第 70 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番から 4 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

令和 6 年 12 月 12 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2 筆、いずれも畑、合計 495 m<sup>2</sup>につきましては、一体として耕作されており、ネギ、白菜、カブが作付けされているほか一部準備中でした。

労働力につきましては、本人 85 歳、従事日数 250 日、専業、配偶者 82 歳、従事日数 120 日、専業でございます。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、トラック、テラー、その他一式でございます。

以上、農業経営されていると確認いたしました。

続いて、2 番案件をご報告いたします。

～ 2 番案件について内容を説明～

2 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、畑、1,963 m<sup>2</sup>につきましては、カブが作付けされているほか一部準備中でした。

2 筆、いずれも畑、合計 1,837 m<sup>2</sup>につきましては、一体として耕作されており、カブが作付けされているほか、一部準備中でした。

労働力につきましては、本人 85 歳、従事日数 200 日、専業、配偶者 81 歳、従事日数 360 日、専業、子 51 歳、従事日数 360 日、専業でございます。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、軽トラック、管理機、その他一式でございます。

以上、農業経営されていると確認いたしました。

続いて、3番案件をご報告いたします。

～3番案件について内容を説明～

3番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、598㎡につきましては、白菜、大根、人参が作付けされているほか、一部準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計338㎡につきましては、一体として耕作されており、ネギが作付けされているほか、一部準備中でした。

労働力につきましては、本人89歳、従事日数60日、専業、子60歳、従事日数60日、兼業、弟80歳、従事日数300日、専業、義弟68歳、従事日数200日、専業でございます。

農機具の保有状況につきましては、耕運機、管理機、その他一式でございます。

以上、農業経営されていると確認いたしました。

続いて、4番案件をご報告いたします。

令和6年12月11日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～4番案件について内容を説明～

4番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします

3筆、いずれも畑、合計1,744㎡につきましては、農業用施設があるほか、ブロッコリー、ネギ、サトイモ、ダイコンが作付けされておりました。

農機具の保有状況は、トラクター、2tトラック、草刈り機、ハンマーナイフ、その他一式でございます。

家畜につきましては、乳牛25頭でございます。

労働力は、本人60歳、従事日数360日、専業、配偶者58歳、従事日数300日、専業、子28歳、従事日数360日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、1番案件から4番案件までについて、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第70号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から4番案件までについて、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(齋藤和子君) 日程第4、報告第33号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び日程第5、報告第34号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐(松澤一樹君) 報告第33号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書4ページのとおり、1番案件から9番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、住宅敷地、共同住宅敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第34号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書5ページから6ページのとおり、1番案件から21番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、住宅敷地、駐車場敷地、介護施設敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

事務局からの報告は以上となります。

○議長(齋藤和子君) 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) ご質問がないようですので、報告第33号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び報告第34号、農地法第5

条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてまでを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和6年第12回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時23分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員